○入間市地域活動傷害見舞金等支給要綱

昭和５６年３月１７日

告示第２３号

改正　昭和６１年３月３１日告示第２６号

平成２年１２月２５日告示第１６１号

平成５年９月３０日告示第１４０号

平成８年４月２４日告示第８１号

平成８年１２月２５日告示第１８８号

平成２８年９月３０日告示第２４１号

注　平成２年１２月から改正経過を注記した。

（目的）

第１条　この要綱は、地域活動中に負傷又は死亡（以下「傷害」という。）を受けた者に対し、地域活動傷害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給し、もつて地域活動の振興を図ることを目的とする。

（平８告示８１・一部改正）

（見舞金等の支給）

第２条　市長は、次の各号のいずれかに該当する活動（公務による場合は除く。）に従事し、傷害を受けた者又はその遺族に対して見舞金等を支給する。

(1)　市の依頼に基づき、区、自治会又は衛生自治会が行う公共活動

(2)　市の依頼に基づく市民清掃デーによる清掃活動

(3)　市、自主防災会等が計画した防災訓練活動

(4)　災害活動

(5)　市又は入間市社会福祉協議会が依頼した業務

(6)　前各号に掲げるもののほか、これに準ずる活動と市長が認めたもの

（平８告示８１・一部改正）

（見舞金等の額）

第３条　見舞金等の額は、別表に定めるとおりとする。

（受給資格者）

第４条　見舞金等の支給を受ける者（以下「受給資格者」という。）は、負傷を受けた場合にあつてはその者とし、死亡した場合にあつてはその遺族とする。

２　前項に規定する遺族の範囲及び順位は、入間市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年条例第４１号）第４条の規定を準用する。

（届出）

第５条　受給資格者が見舞金等の支給を受けようとするときは、本人又は同居の親族が入間市地域活動傷害届出書（様式第１号）に医師の診断書（死亡した場合は、死亡診断書又は検案書）又はその写しを添えて、傷害を受けた日から３０日以内に市長に届け出るものとする。

（平８告示８１・一部改正）

（支給の決定）

第６条　市長は、前条の規定による届出があつたときは、入間市地域活動傷害見舞金等支給審査委員会に諮り、可否を決定する。ただし、別表第５等級及び第６等級に規定する傷害の場合は、入間市地域活動傷害見舞金等支給審査委員会を省略することができる。

２　市長は、前項の規定により決定したときは、入間市地域活動傷害見舞金等支給決定（却下）通知書（様式第２号）により、通知するものとする。

（平８告示８１・一部改正）

（支給の制限）

第７条　見舞金等の支給対象となる傷害がその者の故意又は重大な過失による場合は、これを支給しない。

（支給の決定の取消し等）

第８条　市長は、偽りその他不正の手段により見舞金等の支給の決定を受けた者に対して、その支給の決定を取消し、又は既に支給した見舞金等の全部又は一部をその者から返還させることができる。

（委員会）

第９条　見舞金等の支給に関する事項を審査するため、入間市地域活動傷害見舞金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、委員若干人をもつて組織し、市の職員のうちから市長が任命する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第１０条　委員会に、会長及び副会長を置き、会長は、市民生活部長とし、副会長は、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平８告示１８８・平２８告示２４１・一部改正）

（会議）

第１１条　委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第１２条　委員会の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

（平２告示１６１・平８告示１８８・平２８告示２４１・令３告示３２４・一部改正）

（雑則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則（昭和６１年告示第２６号）

この要綱は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則（平成２年告示第１６１号）

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成５年告示第１４０号）

この告示は、平成５年１０月１日から施行する。

附　則（平成８年告示第８１号）

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、平成８年４月１日以後に受けた傷害から適用し、同日前に受けた傷害については、なお従前の例による。

附　則（平成８年告示第１８８号）

この告示は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年告示第２４１号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

（平８告示８１・一部改正）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 等級 | 傷害の程度 | 金額 |
| １ | 死亡した場合 | 1,000,000円 |
| ２ | 1年以上の治療を要する負傷を受けた場合 | 300,000円 |
| ３ | 6箇月以上1年未満の治療を要する負傷を受けた場合 | 100,000円 |
| ４ | 3箇月以上6箇月未満の治療を要する負傷を受けた場合 | 50,000円 |
| ５ | 1箇月以上3箇月未満の治療を要する負傷を受けた場合 | 30,000円 |
| ６ | 1週間以上1箇月未満の治療を要する負傷を受けた場合 | 20,000円 |

様式第１号（第５条関係）

様式第２号（第６条関係）